

議員氏名：根岸 ゆき子

議案番号：請願第3号

案件名：住宅宿泊事業（民泊）における家主不在型民泊の規制・運用強化を求める請願

討論内容：

私は請願第3号に賛成の立場で討論いたします。

書面だけ見る限りでは、このタイトルと請願項目1があるために反対です。しかしながら、委員会審査でやり取りをして、結果的に賛成をする理由を述べます。

最初は何で反対だったのかを申し上げることになります。

請願は、家主不在型民泊にターゲットを当てています。既に二宮町内で不在型民泊を経営される方にお会いしましたところ、宿泊者数557人、延べ人数696人、稼働日数115日の2025年実績をお持ちで、騒音対策には庭の利用時間を限定し、防犯カメラで遠隔見守り、予約状況を隣家へ事前連絡、ごみ対策は、ゲストに分別協力、清掃員が再確認して適切に分別をして、運営者が回収処分というものでした。

何よりも二宮町に静かに滞在できるまちとして可能性を感じておられ、民泊を地域の魅力を体験していただく入り口として機能させる意味で運営していますとおっしゃることにその価値があると思いました。不在型が一律に迷惑行為を及ぼす存在ではないという判断です。

加えて、請願項目1では、住宅宿泊事業法18条に基づく条例に関し、営業日数を年間ゼロ日とする実質的な営業禁止措置を含めとあります。

このルールにのっとり、区域制限の例を出されておりますが、第一種・第二種低層住居専用地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域等の住居専用地域、また袋小路や隣接住宅との距離が近いことによる避難・交通上のリスクが高い地域と表現をされておられます。

例えばさきに挙げた運営管理者はこの中に含まれますし、ルールには区域を指定しなければなりません。民泊は空き家活用の1つであること、観光地化していない二宮町で不在型民泊業者のみを排除する合理性が、請願は1件の事例と将来の不安に基づくため、その区域を上げる困難さがあるということが私の感じていたことです。

次に、賛成をした理由といたしますと、賛成理由その1、請願者が請願項目1に対してお話しされたことを2点挙げます。

1つ目、請願項目1は検討してほしいというものであり、民泊業者とは排除ではなく、共存することが望ましいとおっしゃっています。

2つ目、ゼロ泊にこだわるのではなく、行動を起こしたときに、たまたま国の通知を出したタイミングでこのようなものがあるのならという思いになったとのことでした。請願項目1の文中最後に、「厳格な区域制限を設けるよう、強く働きかけること」という書きぶりとは違うものでした。

請願者のお話の中から、防波堤が欲しい、共に解決策を探してほしいとの思いからかと捉え、解釈を変えました。

賛成理由その2、紹介議員の話です。

この請願によって、一緒に考えるスタートにしたいとのことでした。ルールづくりに決めてかかっているわけではないと理解をいたしました。

賛成理由その3、町職員の話です。

県の上乗せ条例が妥当と考えるかとの問いに難しいとのことでした。請願が採択だとしても、区域制限に積極的に動くわけではないと解釈をいたしました。

賛成理由その4、とはいえ、民泊情報が入らなかった町にとって、県と連携を取り、町で動けることは動くことが必要なので、請願却下で不問に付すよりも、請願によって町が県へ相談するための後ろ盾にしてほしいと、そのように思いました。そのために委員会審査のやり取りを聞いていただいたと思います。以上が賛成理由です。

さて、討論を長く書かなければならないことになりましたが、残った疑問は、紹介議員の目的でした。

委員会では一緒に考えるスタートにしたいと話され、請願者からは相談される立場でありながら、なぜこのように強く限定したルールづけを求める内容で進めようとしたのか。

県の上乗せ条例は区域の制限があります。紹介議員に区域の制限について伺ったところ、区域は分からないとのことでした。伝わってきたのは、そこは考えていないという感じ。この感じ取り方が違うのでしたら申し訳ないのですが、いかんせんルールに対する認識がよく分からないままでした。

賛成者の数を読み採択と見込んだのか、採択、不採択関係なしに思いを主張できる場であればよかったのか、請願者が書かれたとおりのものを望んでいたようにも感じず、私の気持ちは錯綜いたしました。そのことも申し添え、討論に含めて述べさせていただきました。以上です。